令和8年11月

犯罪収益移転危険度調査書



【概要版】

～目次～

1．調査書の構成 1

2．我が国の環境 2

3．マネー・ローンダリング事犯等の分析 5

○ 主体（匿名・流動型犯罪グループ）・・・

1．調査書の構成

第１　危険度調査の方法等				
第２　我が国の環境				
	地理的環境、社会的環境、経済的環境、犯罪情勢			
第３　マネー・ローンダリング事犯等の分析				
	1 主体	匿名・流動型犯罪グループ、暴力団、来日外国人犯罪グループ		
	2 前提犯罪	前提犯罪（詐欺、窃盗等）		
	3 マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等			
	4 疑わしい取引の届出			
第４　取引形態、国・地域及び顧客属性の危険度				
	1 取引形態	非対面取引、現金取引、外国との取引		
	2 国・地域	**特に高い**	イラン、北朝鮮	**高い**　ミャンマー
	3 顧客属性	マネー・ローンダリング等を行おうとする者	暴力団	
		顧客管理が困難である者	非居住者、外国の重要な公的地位を有する者 法人（実質的支配者が不透明な法人等）	
第５　商品・サービスの危険度				
	他の業態よりも相対的に危険度が高い	預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス、資金移動サービス、電子決済手段、暗号資産		
	危険度が認められる	保険、投資、信託、金銭貸付、高額電子移転可能型前払式支払手段、外貨両替、ファイナンスリース、クレジットカード、不動産、宝石・貴金属、郵便物受取サービス、電話受付代行、電話転送サービス、法律・会計関係サービス		
	利用実態等を注視すべき商品・サービス	カジノ		
第６　危険度の低い取引				
	危険度を低下させる要因			
第７　テロ資金供与に関する危険度				
	危険度を高める要因			
	疑わしい取引の届出			
	危険度の低減措置、評価			

2．我が国の環境

✓ マネー・ローンダリング等の脅威の前提となる「地理的環境」「社会的環境」「経済的環境」「犯罪情勢」を記載
✓ ここでは「犯罪情勢」について記載

刑法犯認知件数【令和7年】

- 刑法犯認知件数の総数　77万4,142件（前年比4.9%増加）
  ※ 戦後最少となった令和３年から４年連続して増加
- 財産犯の被害額　約4,984億円（前年比23.9%増加）
- うち詐欺による被害額　約4,029億円（前年比31.1%増加）

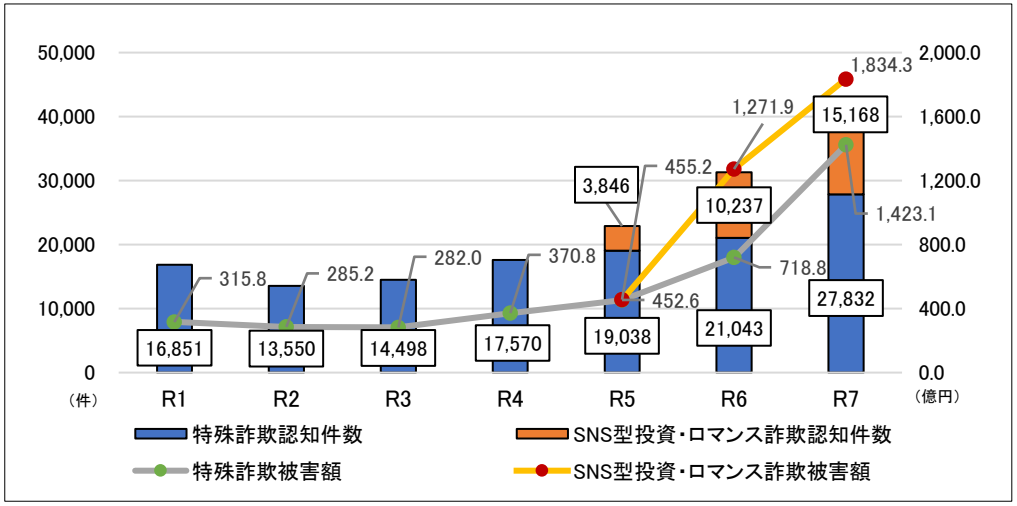
詐欺（特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺）【令和7年】

- 特殊詐欺の認知件数　２万7,832件（被害額：1,423.1億円）
- ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺認知件数　１万5,168件（被害額：1,834.3億円）
  ※ 認知件数、被害額ともに過去最多
- 被害金交付形態別では**振込型**の認知件数が16,894件（前年比5,834件増加）

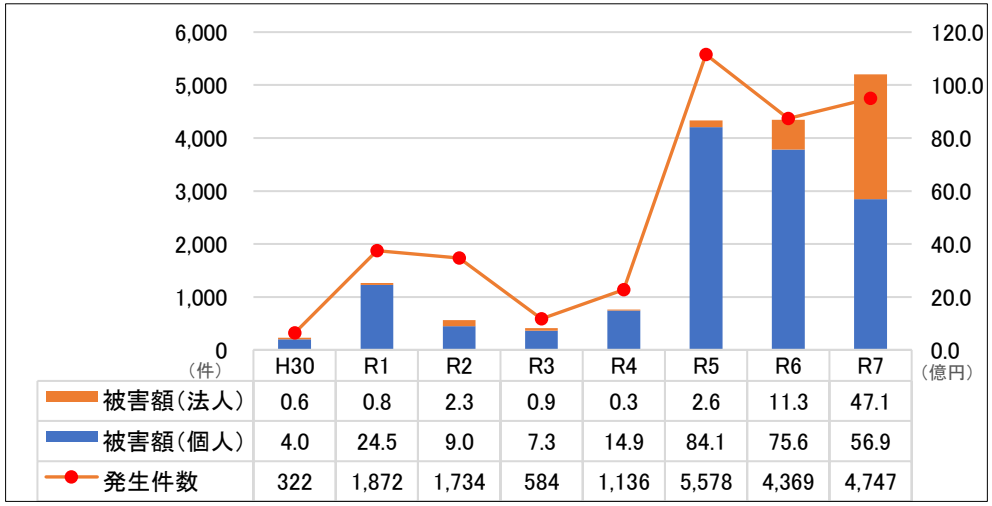
サイバー事案等【令和7年】

- フィッシング報告件数は245万4,297件であり、右肩上がりの増加が続いている。
- インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数は4,747件、被害総額は約104億円に上る。
  ※ 手口の約９割がフィッシングによるもの
- 令和６年から令和７年にかけてボイスフィッシングによる法人口座の不正送金事犯が急増

【特殊詐欺及びＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の認知件数及び被害額の推移】



【インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数等の推移】



	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
被害額(法人)	0.6	0.8	2.3	0.9	0.3	2.6	11.3	47.1
被害額(個人)	4.0	24.5	9.0	7.3	14.9	84.1	75.6	56.9
発生件数	322	1,872	1,734	584	1,136	5,578	4,369	4,747

トピック

金地金密輸の現状と取引の悪用

➢ 金地金密輸の現状

- ✓ 令和６年には金密輸の摘発件数及び押収量が大きく増加。
- ✓ 密輸した金を溶解して形を変え、転売を繰り返すことで、国内の流通経路の追跡を困難にする組織的な密輸スキームが用いられている可能性がある。

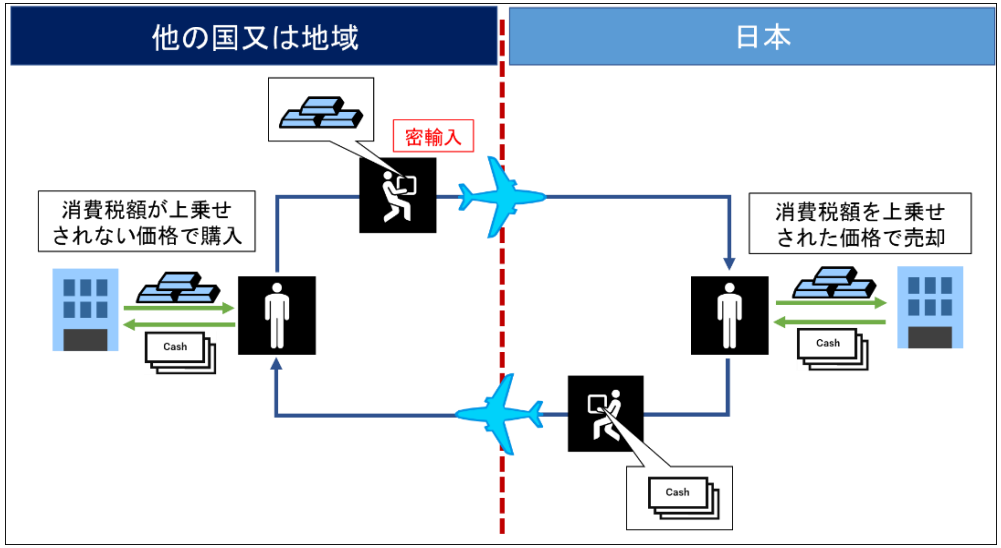
➢ 金地金密輸の循環型スキーム

- ✓ 国内で消費税額が上乗せされた金額で金地金を売却。
- ✓ これを元手に同様のことを繰り返す循環型スキームが確認されている。
- ✓ この種の事案では、短いスパンで定期的に金地金が買取事業者に持ち込まれることとなる。
- ✓ 売却により得た資金（日本円）を、海外での金地金の買い付けに向けて、短時間で一気に口座から出金したり、外貨へ両替したりするなどの行為が行われていると考えられる。

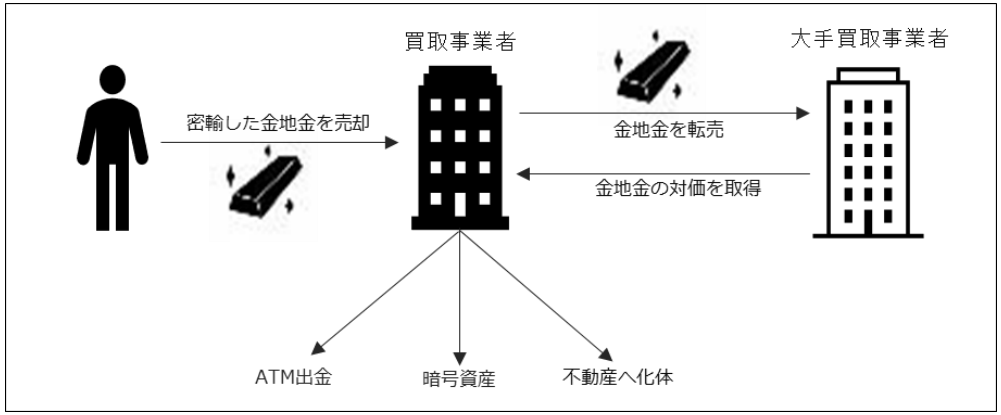
➢ 金地金密輸を利用したマネー・ローンダリング

- ✓ 密輸した金地金を買い取り、大手買取事業者に転売することで本人確認等の規制を回避するといったものもみられる。
- ✓ 密輸された金地金は、主に複数の買取事業者間（事業実態が判然としない事業者を含む。）で取引された後に、最終的に大手事業者に売却され、得られた対価は、当該法人口座からＡＴＭ出金によって現金化されたり、暗号資産交換業者や不動産取引業者へ送金されたりするなどマネー・ローンダリングが行われていると考えられる。

【金地金密輸の循環型スキームのイメージ】



【密輸をした金のマネー・ローンダリングのイメージ】



トピック

犯罪収益移転防止法等の改正について

➢ 犯罪収益移転防止法の改正

✓ **罰則の整備**（令和８年７月10日施行）

預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げ

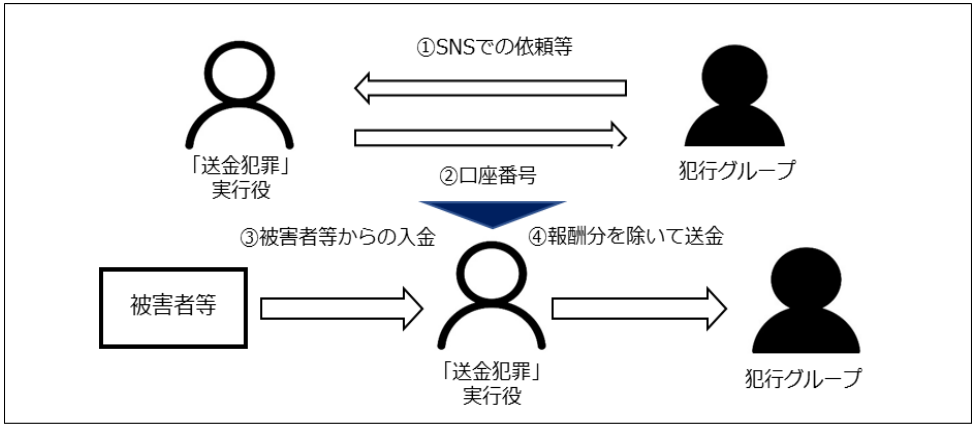
- 預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引上げ
  （1年以下→3年以下の拘禁刑、100万円以下→500万円以下の罰金）
- 業として行われるものに対する罰則の強化
  （3年以下→5年以下の拘禁刑、500万円以下→1,000万円以下の罰金）

「送金犯罪」に関する罰則の創設

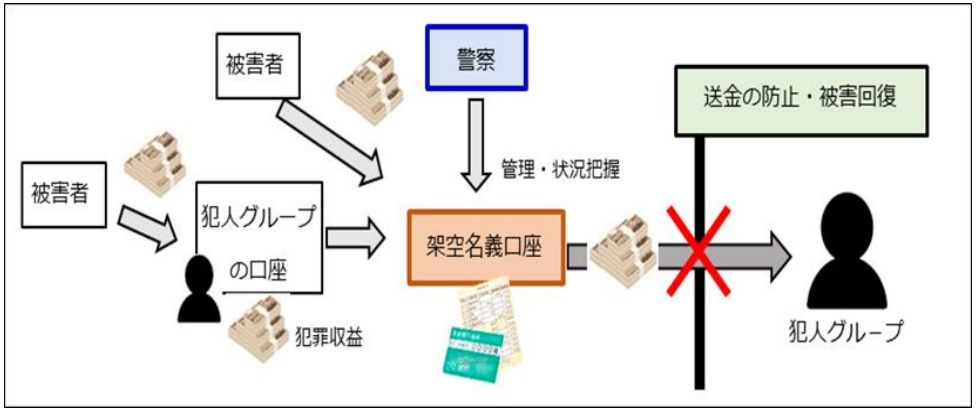
- 「送金犯罪」に関する罰則の創設
  （2年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金又はその併科）
- 業として行われるものに対する罰則の創設
  （3年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又はその併科）

✓ **犯罪利用防止措置用口座等を利用した新たな措置の導入**
（公布の日（令和８年６月10日）から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

【「送金犯罪」のイメージ】



【犯罪利用防止措置用口座等を利用した施策全体のイメージ】



➢ 犯収法規則の改正

✓ **対面の本人確認方法の見直し**（令和９年４月１日施行）
写真付き本人確認書類の提示を受ける現行の方法につき、対象書類をＩＣチップ付きのものに限定するとともに、当該ＩＣチップの情報の読み取りを必須とする 等

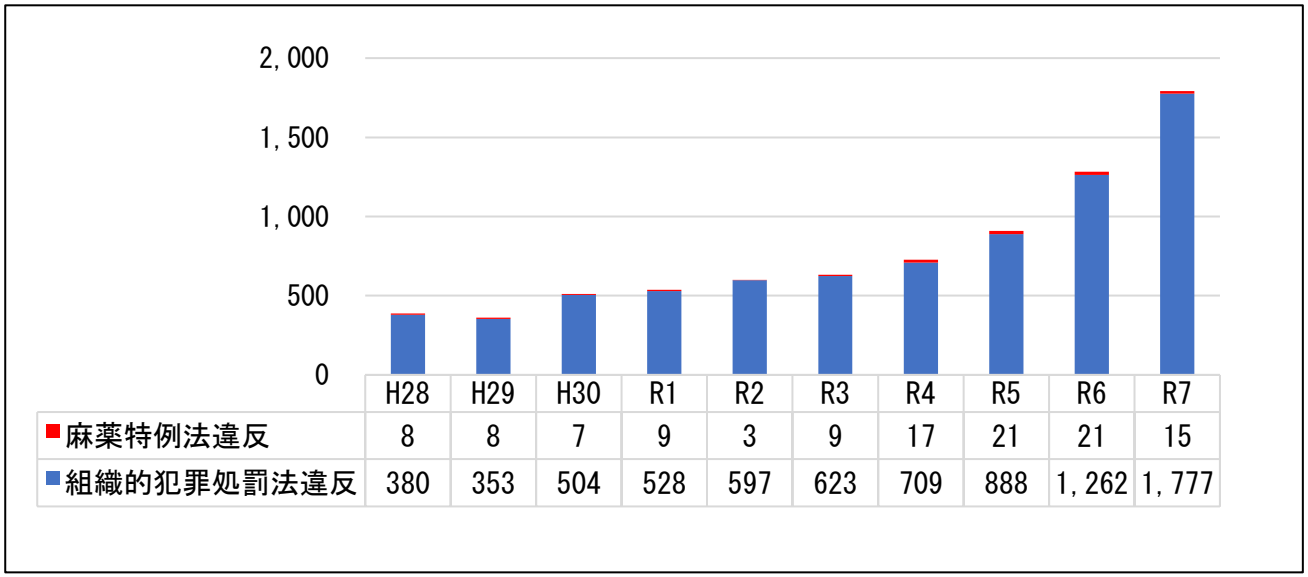
✓ **非対面の本人確認方法の見直し**（同上）
自然人の本人確認方法につき、ＩＣチップ付き本人確認書類のＩＣチップ情報の送信を受ける方法を原則とする 等

3．マネー・ローンダリング事犯等の分析

✓ マネー・ローンダリング等の脅威となる**「主体」「前提犯罪」**について検挙事例の観点から分析
✓ マネー・ローンダリング等の脆弱性が認められる**「悪用された主な取引等」**について分析

脅威	**主体**	匿名・流動型犯罪グループ、暴力団、来日外国人犯罪グループ	
	前提犯罪	**主たる前提犯罪**	詐欺、電子計算機使用詐欺、窃盗、出資法・貸金業法違反、常習賭博・賭博場開張等図利、入管法違反、風営適正化法違反・売春防止法違反、人身取引事犯、利殖勧誘事犯、薬物事犯
脆弱性の要因	**マネー・ローンダリング等に悪用された主な取引**		内国為替取引、現金取引、クレジットカード、前払式支払手段、預金取引、暗号資産、法人格、資金移動サービス、外国との取引、金融商品、宝石・貴金属、電子決済手段、不動産、金銭貸付、外貨両替、法律・会計専門家、手形・小切手、郵便物受取サービス

【マネー・ローンダリング事犯の検挙事件数】



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
麻薬特例法違反	8	8	7	9	3	9	17	21	21	15
組織的犯罪処罰法違反	380	353	504	528	597	623	709	888	1,262	1,777

マネー・ローンダリング
一般に犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為

- R6:1,283件 → R7:1,792件
- 前年比:509件増加

✓ 我が国においては、組織的にマネー・ローンダリングを行う主な主体として、**「匿名・流動型犯罪グループ」**、**「暴力団」**及び**「来日外国人犯罪グループ」**を特定。ここでは**「匿名・流動型犯罪グループ」**について記載。

匿名･流動型犯罪グループ

➢ 特徴

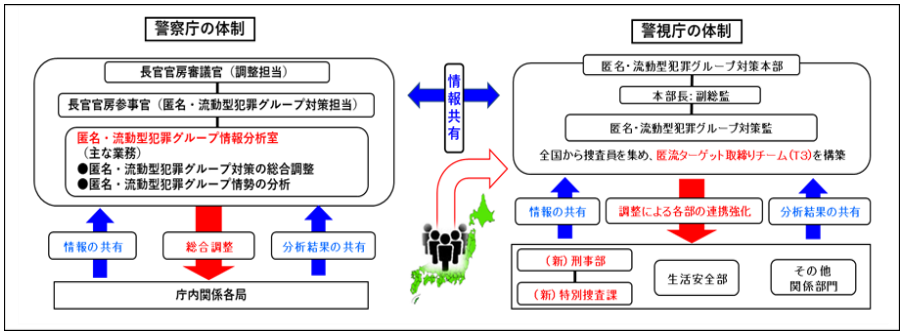
- ✓ 中核的人物の特定や活動実態の把握等が容易ではない。
- ✓ 中核的人物は、ＳＮＳのいわゆる「闇バイト」募集で実行犯を集めるリクルーター、犯罪に利用する他人名義の金融機関の口座等を調達するいわゆる「道具屋」、暗号資産交換業者を介さずに個人間で不正に暗号資産取引を行ういわゆる「相対屋」等の犯行ツールを提供する者を悪用。
- ✓ 外国人犯罪組織については、同胞の来日外国人の人脈も利用するなどしながら、検挙されるリスクを低減させつつ、違法なビジネスモデルを構築し、多額の犯罪収益を得ている実態が認められる。

➢ 資金獲得犯罪

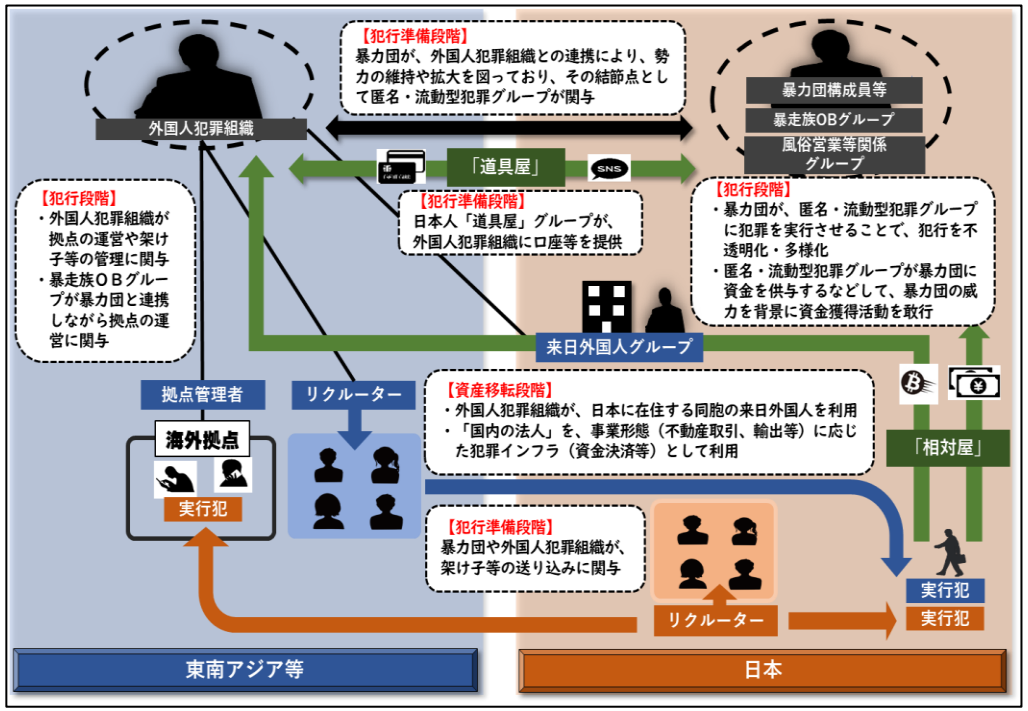
- ✓ 特殊詐欺
- ✓ ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺
- ✓ 組織的窃盗・盗品流通事犯
- ✓ 悪質ホストクラブ事犯や繁華街・歓楽街における風俗関係事犯
- ✓ オンライン上で行われる賭博事犯
- ✓ フィッシング等を手口とする不正送金事犯等
- ✓ 悪質なリフォーム業者等による特定商取引等事犯

➢ 実態解明及び取締りのための取組

【匿名・流動型犯罪グループ対策における新たな体制】



【匿名・流動型犯罪グループの活動実態】



前提犯罪

財産上の不正な利益を得る目的で犯した犯罪であって、
- 死刑又は無期若しくは長期４年以上の拘禁刑が定められている罪
- 組織的犯罪処罰法の別表第１又は別表第２に掲げる罪
- 麻薬特例法に掲げる薬物犯罪

【組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法に係るマネー・ローンダリング事犯の検挙事件数（前提犯罪別）】

前提犯罪＼年	令和５年（件）	令和６年（件）	令和７年（件）	合計（件）
詐欺	334	462	795	1,591
窃盗	319	386	544	1,249
電子計算機使用詐欺	160	288	302	750
薬物事犯	22	24	17	63
出資法・貸金業法違反	16	24	19	59
常習賭博及び賭博場開張等図利	17	16	9	42
風営適正化法違反	9	14	17	40
売春防止法違反	5	11	19	35
商標法違反	9	13	6	28
金融商品取引法違反	6	4	15	25
業務上横領	6	8	9	23
恐喝	5	9	8	22
文書偽造事犯	9	3	5	17
入管法違反	6	7	2	15
その他	32	46	54	132
合計	955	1,315	1,821	4,091

- 前提犯罪によって生み出される犯罪収益は、我が国におけるマネー・ローンダリング等の脅威の主な発生源
- 令和５年から令和７年までの検挙事件数の合計を前提犯罪別に見ると、**詐欺**及び**電子計算機使用詐欺**で全体の**５割以上**を占める

3．マネー・ローンダリング事犯等の分析　～悪用された主な取引～

【マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等】

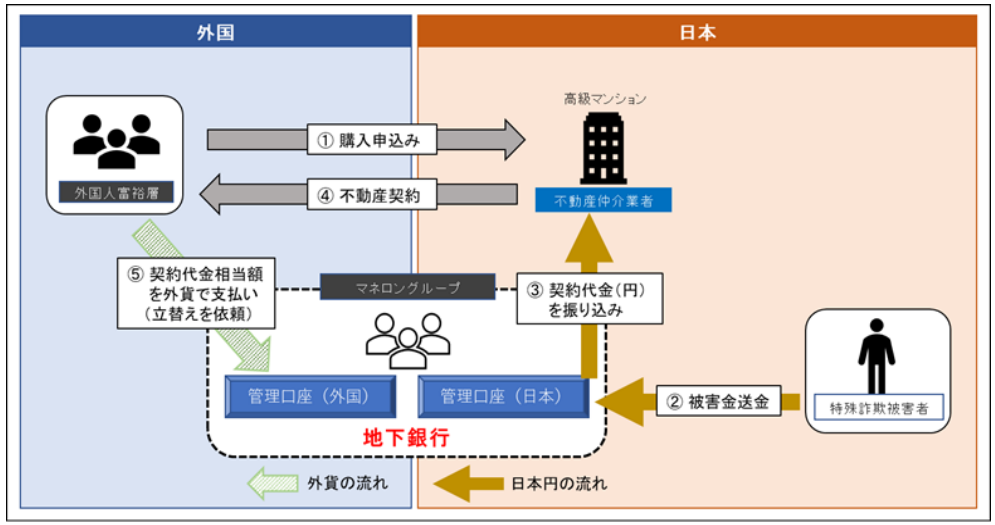
悪用された取引等＼年		令和５年（件）	令和６年（件）	令和７年（件）	合計（件）
内国為替取引		311	551	760	1,622
現金取引		89	101	138	328
クレジットカード		51	73	94	218
暗号資産		29	43	87	159
前払式支払手段		40	36	72	148
法人格		15	35	65	115
預金取引		36	29	46	111
資金移動サービス		21	10	37	68
外国との取引（外国為替取引等）		11	5	10	26
宝石・貴金属		3	2	10	15
電子決済手段		－	6	7	13
金融商品		3	4	4	11
金銭貸付け		2	2	6	10
不動産		4	1	4	9
外貨両替		2	1	6	9
法律・会計関係		0	1	7	8
手形・小切手		1	0	1	2
保険契約		0	0	2	2
郵便物受取サービス		1	0	1	2
貸金庫		0	0	1	1
商品・サービス以外の手段	現金の受取・受渡	135	181	258	574
	現金の物理的隠匿	121	146	153	420
	盗品の売却	69	103	139	311
	物の受取	77	99	130	306
	物理的隠匿	42	45	57	144
	物の発送	5	12	19	36
	現金の発送	6	14	12	32
	上記以外	16	29	50	95
合計		1,090	1,529	2,176	4,795

マネー・ローンダリング事犯として検挙された事件を対象として、実際に悪用された取引等を分析。

- **預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスが高い割合を占め**、そのうちＡＴＭ又はインターネットバンキングを利用した送金が大半を占める。
- 内国為替取引により口座に入金された犯罪収益が**現金化**されるほか、**暗号資産に交換**されるなどして、その後の追跡が困難になることが多い。
- **暗号資産、前払式支払手段及び資金移動サービスの悪用が増加傾向**にあり、令和６年以降、電子決済手段の悪用が確認されるなど、決済手段の多様化を受けて新たな商品・サービスが悪用されている実態が認められる。
- クレジットカードが悪用された件数は、依然、高い水準で推移しており、その多くが**なりすまし等によるクレジットカードの不正利用に起因**したもの。
- **法人格を悪用したマネー・ローンダリング事犯も増加傾向**にあり、法人名義口座を悪用して送金取引を行う手口が多くを占めている。

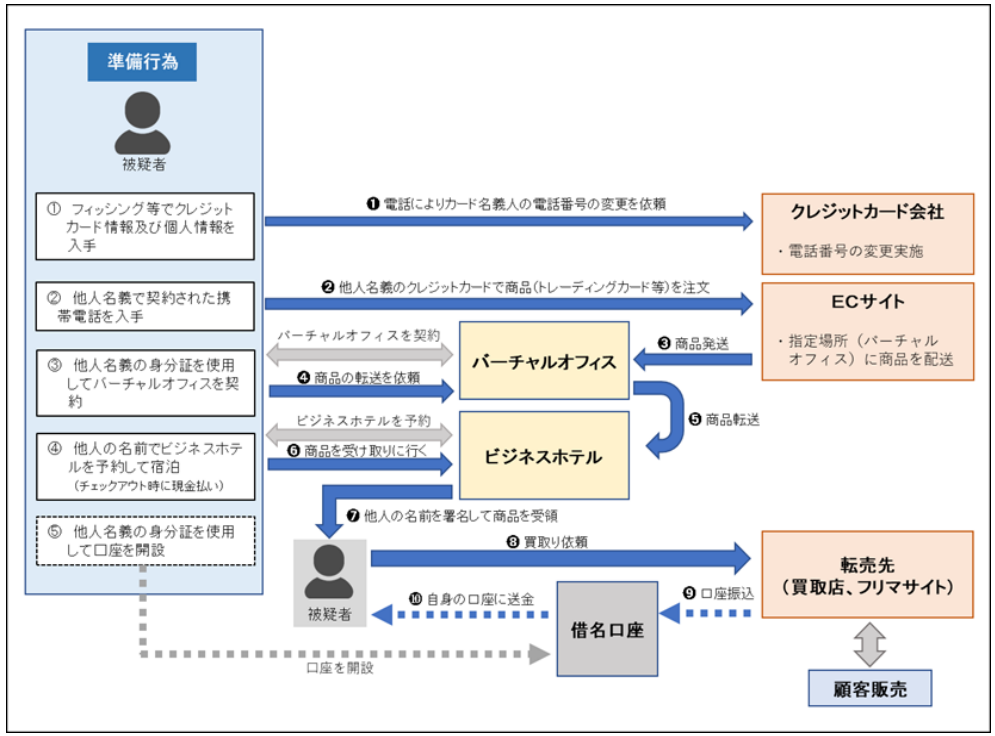
3．マネー・ローンダリング事犯等の分析　～悪用された主な取引～

【国内の商品購入に犯罪収益を充当するマネー・ローンダリングのイメージ】



- 外国人富裕層等による日本国内の不動産契約に際し、地下銀行を運営する犯罪グループが特殊詐欺により得た**犯罪収益を原資として購入代金を日本円で立替え**。
- 当該外国人から同人らが居住する国又は地域の**外貨で契約額相当の支払を受ける**。
- 不動産のほかにも、同様の手法で、日本国内で販売される**宝石・貴金属や自動車の購入資金への犯罪収益の充当も想定**。

【不正入手した個人情報を利用したマネー・ローンダリングのイメージ】



- **フィッシング等により入手した個人情報を用いてクレジットカードの登録情報を不正に変更**。
- 当該クレジットカードを利用してトレーディングカードをＥＣサイト上で不正に購入。
- 商品の発送先として、他人名義の身分証を用いて契約したバーチャルオフィスを指定。
- さらに他人名義で予約したビジネスホテルへ転送させて受領。
- 当該商品を転売先に売却して不正な利益を得ている。

3．マネー・ローンダリング事犯等の分析　～疑わしい取引の届出～

【業態別の疑わしい取引の年間通知件数】

区分＼年	令和５年	令和６年	令和７年		
	件数(件)	件数(件)	件数(件)	全体比(%)	前年比(%)
金融機関等	661,838	791,440	957,286	93.91	+21.0
預金取扱金融機関	522,649	611,069	725,685	71.19	+18.8
銀行等（注１）	498,155	580,382	690,555	67.74	+19.0
信用金庫・信用協同組合	21,636	24,925	27,763	2.72	+11.4
労働金庫	397	1,370	1,108	0.11	−19.1
農林等（注２）	2,461	4,392	6,259	0.61	+42.5
保険会社	4,575	5,428	5,264	0.52	−3.0
金融商品取引業者	20,550	23,804	32,342	3.17	+35.9
貸金業者	63,954	88,282	102,577	10.06	+16.2
高額電子移転可能型前払式支払手段発行者	0	0	306	0.03	−
資金移動業者	29,232	39,122	45,180	4.43	+15.5
暗号資産交換業者	19,344	22,667	44,335	4.35	+95.6
商品先物取引業者	846	428	973	0.10	+127.3
両替業者	655	617	590	0.06	−4.4
電子債権記録機関	14	3	1	0.00	−66.7
金融機関等その他（注３）	19	20	33	0.00	+65.0
指定非金融業者・職業専門家（ＤＮＦＢＰｓ）	203	290	439	0.04	+51.4
宅地建物取引業者	18	25	144	0.01	+476.0
宝石・貴金属等取扱事業者	138	223	267	0.03	+19.7
郵便物受取サービス業者	30	35	11	0.00	−68.6
電話受付代行業者	0	0	0	−	−
電話転送サービス事業者	17	5	15	0.00	+200.0
行政書士等	−	2	0	−	−100.0
公認会計士等	−	0	0	−	−
税理士等	−	0	2	0.00	−
ファイナンスリース事業者	214	141	201	0.02	+42.6
クレジットカード事業者	45,674	57,978	61,479	6.03	+6.0
その他	−	12	0	−	−100.0
合計	707,929	849,861	1,019,405	100.00	+19.9

- 疑わしい取引の届出は、我が国全体のマネー・ローンダリング等対策の意識の向上や、特定事業者におけるモニタリング体制の高度化等を背景として、増加傾向。
- 令和７年の疑わしい取引の通知件数は**101万9,405件**
- 預金取扱金融機関が72万5,685件で届出全体の71.19%
  次いで貸金業者（10万2,577件、10.06%）

【捜査機関等に対する提供件数】

	令和５年	令和６年	令和７年
疑わしい取引の届出に関する情報の提供件数(件)	685,330	815,318	962,348
分析結果の提供件数（件）	21,730	26,871	32,248

【捜査等において活用された疑わしい取引に関する情報の件数】

	令和５年	令和６年	令和７年
捜査等に活用した疑わしい取引に関する情報の件数(件)	496,093	629,135	608,556

- マネー・ローンダリング事犯若しくはその前提犯罪に係る刑事事件の捜査等に資すると判断されるものを捜査機関等に提供。
- 令和７年中に都道府県警察等による捜査等において活用された疑わしい取引に関する情報は60万8,556件。

✓ 取引の危険度に影響を与える形態として、**「非対面取引」「現金取引」「外国との取引」**を特定

非対面取引

マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性

- 取引の相手方と直接対面することなく行われるため、容貌、言動等を通じて本人の同一性等を確認することが困難。
- 本人特定事項の偽装や他人になりすました取引が行われる可能性が相対的に高い。
- インターネットバンキングや暗号資産の取引等がマネー・ローンダリングに悪用された場合には、資金が極めて短時間のうちに分散し、移動し、又は引き出されることとなるため、金融機関等が異常取引を検知し、遮断措置を講じることが困難になりやすい。

危険度の評価

- 対面取引と比較して、本人確認書類の偽変造等を通じて本人特定事項を偽ったり、架空名義を用い、又は他人になりすまして口座やアカウントを開設したりされる危険性が高い。
- **非対面取引**は、マネー・ローンダリング等に悪用されるおそれが高い取引形態の一つであり、**危険度が高い**と評価される。

現金取引

マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性

- 匿名性が高く、金融機関等による記録が伴わない場合には、警察等の捜査機関によって資金の流れが追跡されにくい。
- 広く普及したＡＴＭにより現金を引き出すことが容易であるのに加え、他の種類の資産に変換されやすい。
- 我が国では、依然として現金が主要な決済手段の一つとして広く利用されており、名目ＧＤＰに対する現金流通残高は他国と比較して相対的に高い水準にある。

危険度の評価

- 匿名性等が高く、資金の流れの把握や解明が困難となる特性を有する。
- **現金取引**は、マネー・ローンダリング等に悪用される高い取引形態の一つであり、**危険度は高い**と評価される。

外国との取引

マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性

- 我が国は、高度に発達した金融市場を有し、世界有数の国際金融市場として相当額の取引が行われている。
- 国により法制度や取引システムが異なること、自国の監視・監督が他国まで及ばないこと等から、一般に、国内の取引に比べて、資金の追跡が困難。
- ＩＴ技術の発展によって決済手段や外国に資金を移転する方法は多様化し、外国との取引は一層複雑化。

事例

外国との取引が悪用された事例の主な手口は以下のとおり。

①	国内外の金融機関等を悪用し（外国送金等）、送金目的や受取目的を偽るもの
②	正規の貿易（物品の輸出入等）を装うもの
③	実際に資金移動をすることなく、国内外への実質的な送金・支払を請け負うもの（いわゆる地下銀行）
④	キャッシュ・クーリエによるもの
⑤	暗号資産の移転を悪用するもの

【外国送金に関する疑わしい取引の年間通知件数】

順位	送金先(元) 国・地域名	令和５年 (件)	令和６年 (件)	令和７年 (件)	合計 (件)	割合 (%)
1	中国	13,428	16,040	14,301	43,769	32.8
2	香港	3,355	3,950	4,216	11,521	8.6
3	米国	3,178	3,824	3,695	10,697	8.0
4	ベトナム	2,165	2,345	3,143	7,653	5.7
5	フィリピン	2,354	2,008	1,762	6,124	4.6
6	台湾	1,616	1,768	1,748	5,132	3.8
7	シンガポール	1,383	1,689	1,782	4,854	3.6
8	韓国	1,398	1,547	1,421	4,366	3.3
9	アラブ首長国連邦	1,414	1,696	948	4,058	3.0
10	イギリス	1,029	1,241	1,131	3,401	2.6
11	タイ	784	862	897	2,543	1.9
12	インドネシア	625	631	851	2,107	1.6
13	ロシア	774	655	593	2,022	1.5
14	オーストラリア	604	635	587	1,826	1.4
15	アイルランド	411	626	547	1,584	1.2
16	カンボジア	733	324	343	1,400	1.1
17	ミャンマー	340	143	506	989	0.7
18	カナダ	327	339	308	974	0.7
19	トルコ	291	373	288	952	0.7
20	マレーシア	378	293	244	915	0.7
－	上記以外	4,861	5,911	5,650	16,422	12.3
－	合計	41,448	46,900	44,961	133,309	100.0

危険度の評価

- 外国との取引は、国・地域による法制度や取引システムの相違、自国の監視・監督が他国に及ばないこと等の構造的な要因により、国内取引と比べて、移転された資金の流れの把握や追跡が困難となる傾向がある。
- **外国との取引**は、マネー・ローンダリング等に悪用されるおそれが高い取引形態の一つであり、**危険度は高い**と評価される。

✓ 取引の危険度に影響を与える国・地域として注意を要するものを特定し、**危険度を高める要因**及び**危険度の低減措置**の観点から分析し、危険度の評価を実施

危険度を高める要因

ＦＡＴＦ勧告の解釈ノートにおけるマネー・ローンダリング等の危険度を高める状況の例等を参考にして、取引の危険度に影響を与える国・地域として注意を要するものを特定。

危険度が特に高い	北朝鮮	平成23年（2011年）２月から継続して、北朝鮮から生じる継続的かつ重大なマネー・ローンダリング等の危険から国際金融システムを保護するため、対抗措置の適用を参加国・地域に要請し、かつ、全ての国・地域に強く求めている
	イラン	令和２年（2020年）２月以降、イランがアクションプランに完全に対応していないことを踏まえ、対抗措置の一時停止を完全に解除し、対抗措置の適用を参加国・地域に要請し、かつ、全ての国・地域に強く求めている 令和７年（2025年）10月、ＦＡＴＦ勧告（勧告19）に基づき、 ① イランに拠点を置く金融機関による（日本国内での）支店等「開設」の禁止又は開設に伴うリスクへの配慮 ② 本邦金融機関のイランでの支店等「開設」禁止又は開設に伴うリスクへの配慮 を要請した そして、令和８年（2026年）２月、 ③ イランに拠点を置く企業等との業務関係及び暗号資産を含む金融取引のリスクに応じた制限 ④ イランに拠点を置く金融機関及び暗号資産交換業者との新たなコルレス関係構築の禁止及び既存契約のリスクに応じたレビューの実施 を追加要請した
危険度が高い	ミャンマー	令和４年（2022年）10月以来、ミャンマーがマネー・ローンダリング等への対策上、重大な欠陥への対処が進展していないこと等を踏まえ、ミャンマーから生ずるリスクに見合った厳格な顧客管理措置を適用することを参加国・地域に要請し、かつ、全ての国・地域に対して強く求めている

危険度の評価

- ＦＡＴＦ声明を踏まえれば、**北朝鮮及びイランとの取引**は、その**危険度が特に高い**と評価される。
- 令和４年（2022年）10月の声明で行動要請対象の高リスク国・地域として新たに追加された**ミャンマーとの取引**も**危険度が高い**と評価される。
- 危険性が認められる国・地域との直接の取引以外でも、近隣の国・地域等を経由して最終的にはこれらの国・地域に送金するなどの悪質かつ巧妙な手口もあるため、そのような危険性を踏まえて取引時確認等の措置を的確に行う必要がある。

✓　取引の危険度に影響を与える顧客の属性として、
　・ マネー・ローンダリングを行おうとする者 ～**「暴力団」**
　・ 顧客管理が困難である者 ～**「非居住者」「外国の重要な公的地位を有する者」「法人（実質的支配者が不透明な法人等）」**
を特定。ここでは**「暴力団」及び「法人（実質的支配者が不透明な法人等）**について記載。

暴力団

マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性

- 時代の変化に応じて多様な資金獲得犯罪を行っている。
  → 覚醒剤の密売、賭博、繁華街における飲食店等からのみかじめ料の徴収、企業や行政機関等を対象とした恐喝・強要
  強盗、窃盗、特殊詐欺、各種公的給付制度を悪用した詐欺、金地金の密輸事犯等
- 獲得した資金については、追跡を困難にさせるほか、課税、没収等の対象となったり、獲得した資金に起因して検挙されたりする事態を回避することを目的として、マネー・ローンダリングを行い、個別の資金獲得活動とその成果である資金との関係を不透明化している実態がある。
- 犯罪収益は、組織の維持・強化のための活動資金や、武器の調達資金として利用されるほか、合法的な経済活動へ介入するためにも使用されており、社会・経済の健全性に対する重大な脅威となっている。

危険度の評価

- 犯罪行為や資金獲得活動により得た資金の出所を不透明にするマネー・ローンダリングは、暴力団にとって不可欠な手段。
- 実際に暴力団によるマネー・ローンダリングが確認されており、**暴力団との取引**は**危険度が高い**と評価される。
- 近年では、組織実態を隠蔽しつつ、一般社会で資金獲得活動を活発化。
- 匿名・流動型犯罪グループが暴力団と共存共栄しながら、資金獲得活動を行う実態も確認されている。
- 表面的な取引相手にとどまらず、実質的な取引の相手方についても十分な確認を行う必要がある。

法人（実質的支配者が不透明な法人等）

マネー・ローンダリング等に悪用される固有の危険性

- 自然人とは異なる法人固有の特性がある（構造上の特性、取引上の特性、会社形態別の特性）

マネー・ローンダリング等対策上の脆弱性

- ✓ 法人特有の複雑な権利・支配関係の下に財産を置くことで、帰属主体が不明確になり犯罪収益の追跡が困難となる。
- ✓ 合法的な事業収益に犯罪収益等を混在させることで、違法な収益の出所を不透明にすることができる。
- ✓ レンタルオフィス等のサービスを利用することにより、実際には占有していない場所の住所や電話番号を自己のものとして外部に表示することができる。
- ✓ 法人登記を用い、事業の信用、業務規模等に関し架空の又は誇張された外観を作出することが可能。
- ✓ オフショア金融センターとされる国・地域において、実体のない法人が設立され、犯罪収益の隠匿等に悪用される危険性がある。

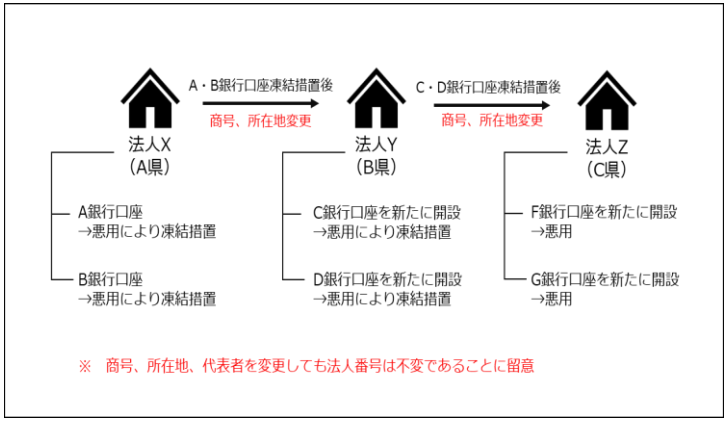
危険度の評価

- 法人固有の特性から、犯罪収益を容易に隠蔽することができる。
- 株式会社については、その信用性の高さから既存法人の悪用事例があるほか、新規に設立された法人が短期間で悪用される事例もある。
- 合同会社については、設立の容易さから、株式会社と比較して設立後比較的短期間での悪用が確認されている。
- **法人との取引**は、実体の乏しさや管理主体の不明確さ、資金の流れの不透明性等が重なる場合には、マネー・ローンダリング等に悪用される可能性が高く、**危険度が高い**と評価される。

トピック　法人口座を悪用したマネー・ローンダリング

- マネー・ローンダリングの主な手口として、特殊詐欺等で得た不正な資金を犯罪組織側が管理する複数の銀行口座を複雑に経由させたり、現金出金や暗号資産に交換したり、高価な物品に化体させたりするなどして、追跡捜査を困難にさせる方法が挙げられる。
- これらの手口で悪用される銀行口座を用いて行われる不正な取引は、一般的に高額となるため、法人名義の銀行口座を悪用することにより、商流に見立てて自然性を担保させるという事例がよくみられる。
- 法人名義口座の取得方法としては、休眠口座を法人ごと買収（詐取）する方法や新たに法人を設立させて口座を開設する方法等が挙げられる。

【法人口座を悪用したマネー・ローンダリングのイメージ】



- ✓ 特定事業者ごとに取り扱う商品・サービスの危険度を評価
- ✓ 利用実態等を注視すべき商品・サービスを分析

危険性の認められる主な商品･サービス

特に危険度の高い脆弱性

脆弱性の要因	概要
匿名性	現金取引による原資の匿名性、インターネット空間における非対面取引の匿名性、架空の外観作出による匿名性
移転性	資金移転の容易性、第三者への権利（所有権、受益権等）の移転（権利主体の移転）の容易性
広範性	移転の相手方の地理的・属性的な広範性（外国との取引等）
変換性	現金から他の権利・商品への変換、財産的価値の高い商品から現金への変換等が容易であるといった原資の変換性
複雑性	追跡が困難となるような取引形態の高度性・複雑性

危険度の評価結果

危険度	商品・サービス
他の業態よりも相対的に危険度が高い取引	預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス（下欄に掲げられたものを除く。）、資金移動サービス、電子決済手段、暗号資産
危険度が認められる取引	保険、投資、信託、金銭貸付、高額電子移転可能型前払式支払手段、外貨両替、ファイナンスリース、クレジットカード、不動産、宝石・貴金属、郵便物受取サービス、電話受付代行、電話転送サービス、法律・会計関係サービス

預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービス

主な商品・サービス

- 預貯金口座･･･安全かつ確実な資金管理が可能
- 預金取引･･･時間・場所を問わず、容易に資金の準備又は保管が可能
- 内国為替取引･･･迅速かつ確実に隔地間や多数の者との間で資金の移動が可能
- 貸金庫･･･秘匿性を維持した上で資産の安全な保管が可能
- 手形・小切手･･･換金性及び運搬容易性に優れる

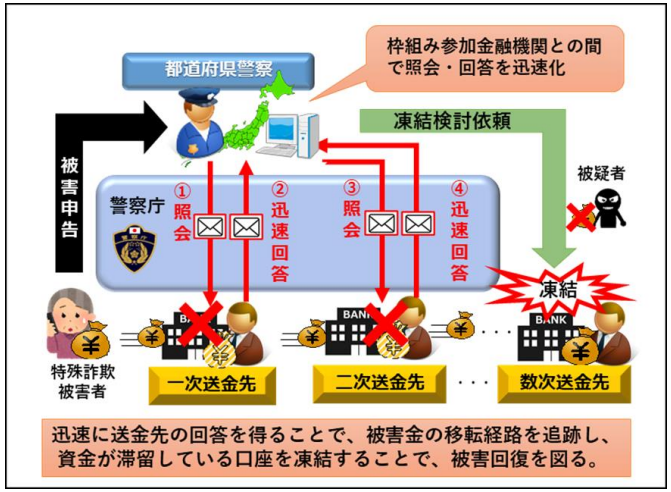
危険度がより一層高まる取引

- ✓ 匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引
- ✓ 多数の者が行う取引
- ✓ 高頻度で行われる取引
- ✓ 多額の送金や入出金が行われる取引
- ✓ 通常は資金の動きがない口座にもかかわらず、突発的に多額の入出金が行われる取引
- ✓ 顧客の取引目的、職業、事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で送金や入出金等が行われる取引
- ✓ 多数の口座を保有している顧客（屋号付名義人等を利用して異なる名義で保有している口座を含む。）の口座を使用した入出金が行われる取引

トピック　警察と金融機関の連携

- **情報共有型連携（いわゆる埼玉モデル）**【令和８年８月末時点で47警察本部と774金融機関が連携】
  - ✓ 協定を締結した金融機関に対して警察から不正利用口座情報を提供し、当該金融機関が自行内の取引データを確認（モニタリング）。
  - ✓ 不正利用口座への振込等がある場合は、被害懸念取引情報として警察に提供。
- **官民協働型枠組み**
  - ✓ 警察庁が金融機関と協定を締結し、都道府県警察から協定締結金融機関に照会するに際して、警察庁を介してオンラインで照会を行い、協定締結金融機関は迅速に回答。

【官民協働型枠組みのイメージ】



保険会社等が取り扱う保険

- 蓄財性の高い保険商品は、犯罪収益で保険料を支払うことで、中途解約を行って解約返戻金を受け取ることや、犯罪収益を繰延べの資産とすることが可能。

危険度がより一層高まる取引

- ✓ 匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引
- ✓ 契約締結時に保険料が支払われた後、速やかに中途解約された取引

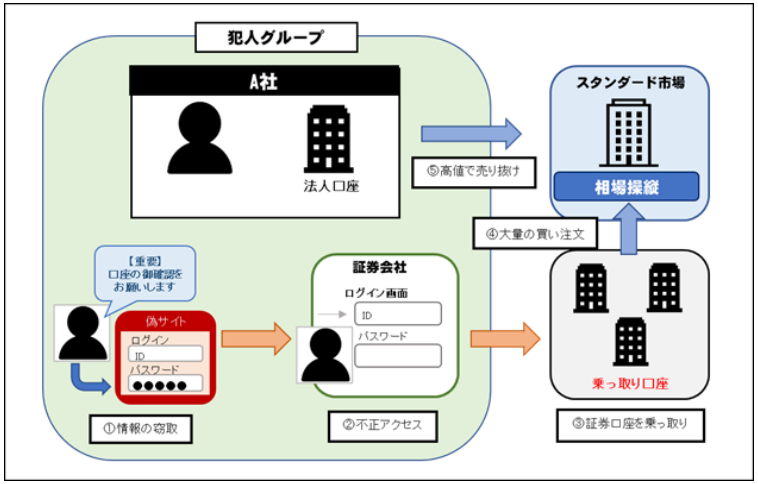
金融商品取引業者等及び商品先物取引業者が取り扱う有価証券の売買の取次ぎ等

- 犯罪収益を様々な権利等に変換するほか、商品・サービスを利用して犯罪収益の価値を増大可能。
- 組成が複雑なファンドに犯罪収益を原資とする金銭が出資されれば、原資の追跡が著しく困難。

危険度がより一層高まる取引

- ✓ 匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引

【証券口座が不正利用された事例】



- フィッシング等により、オンライン証券口座に不正アクセスした上で、第三者のアカウントを乗っ取り。
- 当該第三者になりすまして特定の銘柄の証券を大量に購入することで市場が活発であると誤信させて値をつり上げ。
- 自らの法人口座に保有する当該銘柄の証券を高値で売却して利益を得る【相場操縦】。

信託会社等が取り扱う信託

- 財産の属性及び数並びに財産権の性状を変換する機能を有する。
- 信託を利用して、犯罪収益を自己から分離し、当該収益との関わりを隠匿することができる。

貸金業者等が取り扱う金銭貸付

- 犯罪収益の追跡を困難にすることができる。
- 犯罪収益を生み出すために悪用される危険性もある。

危険度がより一層高まる取引

- ✓ 匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引

高額電子移転可能型前払式支払手段発行者が取り扱う高額電子移転可能型前払式支払手段

- 利用可能な店舗は、オンラインを含めて拡大しており、利用形態も多様化。
- 一定金額以下の利用には、取引時確認義務が課されておらず、匿名性の高い資金移転手段として利用される余地あり。
- 国際ブランドの高額電子移転可能型前払式支払手段では、数千万円の入金が可能なサービスも提供されている。
- クレジットカードの決済基盤を活用して、オンラインでの利用も含め、加盟店で使用することができる仕様となっている。

危険度がより一層高まる取引

- ✓ 匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引

資金移動業者が取り扱う資金移動サービス

- 為替取引を業として行うという業務の特性を有する。
- 多数の国・地域へ送金が可能なサービスを提供する資金移動業者が存在。
- 高額の為替取引を行うことが可能となる第一種資金移動業が存在。
- 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスに代えて、資金移動業者が取り扱う資金移動サービスを用いている事例が存在。

危険度がより一層高まる取引

- ✓ 匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引
- ✓ 取引目的や職業又は事業の内容等に照らして不自然な態様・頻度の取引
- ✓ 多数の者からの頻繁な送金取引

電子決済手段等取引業者が取り扱う電子決済手段

- 技術的類似性を持つ暗号資産と同様に利用者の匿名性が高い。
- 移転が国境を越えて瞬時に行われる。
- 暗号資産よりも価値が安定している。
- 将来的には幅広い分野で送金・決済手段として用いられる可能性あり。
- 今後の社会への流通や技術的進歩等による電子決済手段を取り巻く環境の変化に応じて危険性が変化し得る。

危険度がより一層高まる取引

- ✓ 匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引

トピック　FATF報告書「ステーブルコインとアンホステッドウォレットP2P取引」

- ✓ ステーブルコインは、サイバー犯罪関連のオンチェーン取引における主要資産となっている。
- ✓ ステーブルコインは、価格の安定性や高い流動性、相互運用性のため犯罪収益の保管・移転手段として利用されている。
- ✓ Ｐ２Ｐ取引ではＶＡＳＰ等の規制対象事業者を介さずに送金できるため、本人確認、取引監視、疑わしい取引の届出等が充分機能しにくくなり、リスクが高まる。
- ✓ ステーブルコインは投資・ロマンス詐欺等の詐欺や薬物取引といった犯罪において広く悪用されている。

暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産

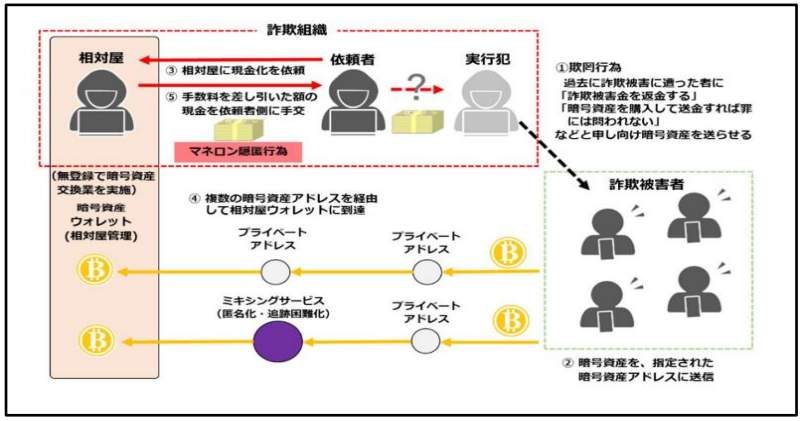
- 利用者の匿名性が高く、移転が国境を越えて瞬時に行われる。
- 暗号資産に対する規制が未導入又は不十分な国もあり、そうした国の暗号資産交換業者が犯罪に悪用された場合には追跡が困難。
- 暗号資産の移転等に必要な情報を他人に提供するなどといった犯罪収益移転防止法違反が増加。
- 預金取扱金融機関が取り扱う商品・サービスのほかに暗号資産取引を組み合わせて用いる事例もあり。

危険度がより一層高まる取引

✓ 匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引

- 令和７年11月、広島県警察及び関東管区警察局サイバー特別捜査部による合同捜査では、特殊詐欺事件の被害者から詐取した犯罪収益を含む暗号資産を現金化し、隠匿していたほか、当該被害金以外の犯罪収益についても暗号資産と現金との交換を継続的に実施しており、正規の届出を経ずに業として暗号資産交換業を行う、いわゆる「相対屋」として活動していた者らを検挙。
- 令和８年６月には、日本を含めた10か国２機関による国際共同捜査によって、ランサムウェアグループを中心とした犯罪グループが犯罪収益の洗浄のために利用していた暗号資産のミキシングサービスの管理者とみられる者らを検挙。

【相対屋を通じたマネー・ローンダリングのイメージ】



トピック　暗号資産が関わる犯罪動向（日本サイバー犯罪対策センター（JC3）分析結果）

✓ 令和７年中の不正送金事犯において犯罪者が被害資金により最初に取得した暗号資産の割合はイーサリアムが多くを占め、ビットコインは限定的。
✓ 犯罪収益のマネー・ローンダリング手法として、資金移転の過程において多くの暗号資産が他の暗号資産に変換される傾向も維持されており、その大半は、イーサリアムからステーブルコインに交換されている。
✓ 犯罪収益の最終的な移転先の多くが外国の暗号資産交換業者であり、令和７年中、国内の業者が最終的な移転先となるケースは確認されていない。
✓ 海外の暗号資産交換業者以外の移転先として暗号資産を取り扱うオンラインプラットフォームが複数確認されている。

両替業者が取り扱う外貨両替

- 犯罪収益を外国に持ち出して使用する手段の一部になり得る。
- 一般に現金（通貨）による取引である。
- 匿名性が高く、保有や移転に保有者の情報が必ずしも伴わない。

危険度がより一層高まる取引

- ✓ 匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引
- ✓ 短期間のうちに高頻度で行われる取引
- ✓ 顧客が取引時確認を意図的に回避していると思料される取引
- ✓ 偽造通貨、盗難通貨、これらと疑われる通貨等に係る取引
- ✓ 顧客が他者のために活動しているとの疑いが生じた取引

ファイナンスリース事業者が取り扱うファイナンスリース

- 取引実態の仮装による資金・財物移転が容易。
- 貸借人と販売者が共謀して実態の伴わない取引を行うことが可能。

危険度がより一層高まる取引

- ✓ 匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引
- ✓ 同一の機械設備等について複数のファイナンスリース契約を締結しているなど、ファイナンスリース事業者から物件代金を詐取しようとしているとの疑いが生じた取引

クレジットカード事業者が取り扱うクレジットカード

- 犯罪収益を別の形態の財産に変換可能。
- 不正に入手したクレジットカード情報を利用して商品の購入を申し込んだ上、他人になりすまして受け取るなどにより、犯罪収益の取得について事実を仮装可能。

危険度がより一層高まる取引

- ✓ 匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引
- ✓ クレジットカードにより、多額のギフトカード等の現金代替物を頻繁に購入する顧客に係る取引

宅地建物取引業者が取り扱う不動産

- 財産的価値が高く、多額の現金との交換を行うことができる。
- 通常の価格に金額を上乗せして対価を支払うなどの方法により容易に犯罪収益を移転させることができる。
- 近年では、資産の保全又は投資を目的として不動産が購入される場合も多い。
- 国内外の犯罪組織等が犯罪収益の形態を変換する目的で不動産取引を悪用する危険性もある。
- 顧客の属性に見合わない高額な取引を行う場合は、顧客の属性に加えて購入資金の出所等についても確認を行うなどリスクに応じた対応が必要。

危険度がより一層高まる取引

- ✓ 匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引

宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属

- 財産的価値が高く、運搬や世界中での換金が容易である。
- 取引後に流通経路・所在の追跡が困難であり匿名性が高い。
- 特に金地金については現金取引が中心。

危険度がより一層高まる取引

- ✓ 匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引
- ✓ 同一人物・企業が、短時間のうちに多くの宝石・貴金属の売買を行う取引
- ✓ 顧客の１回当たりの購入額が少額であっても、頻繁に購入することにより結果として多額の購入となる取引
- ✓ 顧客の収入や資産等に見合わない多額の購入又は販売を行う取引

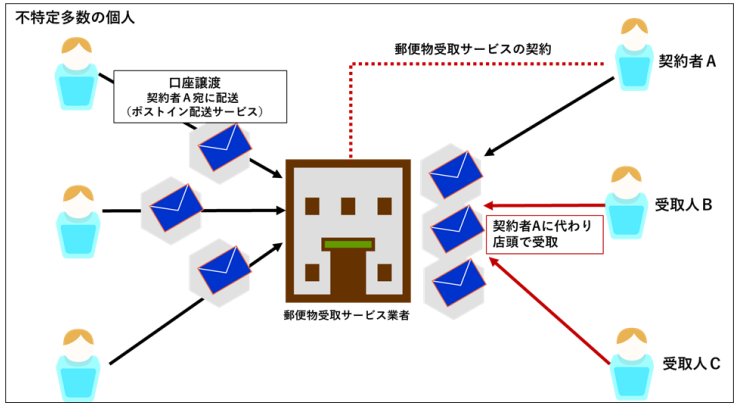
郵便物受取サービス業者が取り扱う郵便物受取サービス

- 詐欺、違法物品の販売を伴う犯罪等において、犯罪収益の送付先として悪用されている実態がある。
- 本人特定事項を偽りサービスの役務提供契約を締結することにより、マネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることが可能。
- 郵便物受取サービス業者の内部管理体制に不備等があることによる法令上の義務の不履行は危険度を高める。

危険度がより一層高まる取引

- ✓ 匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引
- ✓ 会社等の実態を仮装する意図でサービスを利用するおそれがある顧客との取引
- ✓ 同一顧客でありながら、複数の法人名を使って郵便物受取サービス契約を締結しようとする者との取引
- ✓ 受け取る郵便物に頻繁に多額の現金が含まれる顧客との取引
- ✓ ポストイン配送サービスにより郵便物が配送される取引
- ✓ 配達された郵便物を住居以外の場所に転送する取引

【ポストイン配送サービスを口座譲渡に悪用した事例】



- 契約者以外の者が店頭受取りすることにより、関与者の特定を困難にする動きが確認された。

電話受付代行業者が取り扱う電話受付代行

- 顧客がその事業に関して架空の外観を作出してマネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることが可能。

電話転送サービス事業者が取り扱う電話転送サービス

- 顧客が事業に関して架空の外観を作出してマネー・ローンダリング等の主体や犯罪収益の帰属先を不透明にすることが可能。
- 特殊詐欺などにより得た犯罪収益を隠匿するなどのマネー・ローンダリング等に悪用される危険性がある。
- 電話転送サービス事業者の内部管理体制の不備等による法令上の義務の不履行は危険度を高める。

危険度がより一層高まる取引

✓ 匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引

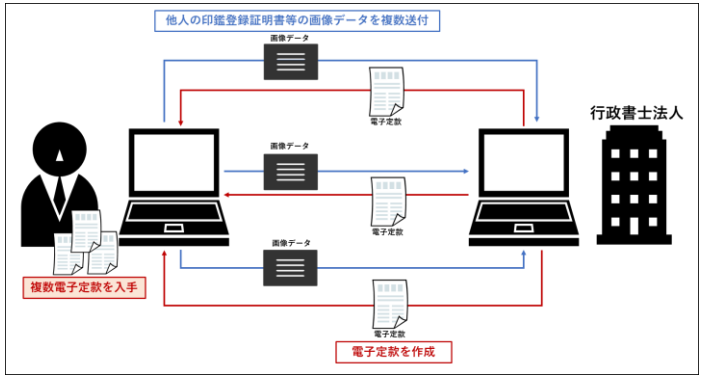
法律・会計専門家が取り扱う法律・会計関係サービス

- 高度な専門的知識を有し、社会的信用が高い。
- 次の行為の代理又は代行を行うに当たっては、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があると認められる。
  - 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続
  - 会社等の設立、合併等に関する行為又は手続
  - 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分

危険度がより一層高まる取引

✓ 匿名又は架空名義・借名（その疑いがあるものを含む。）による取引

【他人の印鑑登録証明書等の画像データを用いて電子定款を作成する事例】



- 法人設立に伴う電子定款作成の代行を行政書士法人に依頼するに当たり、オンライン申請手続きにおいて他人の印鑑登録証明書等の画像データを複数送付することで複数の電子定款を入手。
- 当該電子定款を用いて法人を設立し、同法人名義の口座を作成するといった事例もみられている。

6．危険度の低い取引

～ リスクベース・アプローチの基本原則 ～

【リスクが高い場合】リスクを管理し、低減するための厳格な措置をとる

【リスクが低い場合】簡素化された措置が許容されるため、簡素な顧客管理を行うことが許容される（犯収法規則第４条）

【危険度を低下させる要因とその理由】

	危険度を低下させる要因	左記要因が危険度を低下させると考えられる理由
①	資金の原資が明らか	資金の原資の性質や帰属元が明らかな取引は、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難であるため
②	顧客等が国又は地方公共団体	国又は地方公共団体を顧客等とする取引は、国の職員等により、法令上の権限や内部管理体制等の下で行われるため、取引の過程・内容に関して透明性が高く、資金の出所又は使途先が明らかであることから、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難であるため
③	法令等により顧客等が限定されている	法令等により取引を行うことができる顧客等が限定されている取引は、マネー・ローンダリング等を企図する者が取引に参加することが難しいことから、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難であるため
④	取引の過程において、法令により国等の監督が行われている	取引を行うに際して、国等への届出や国等による承認が必要となる取引は、国等による監督が行われることから、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難であるため
⑤	会社等の事業実態を仮装することが困難	法人等のために、事業上の住所や設備、通信手段、管理上の住所等を提供するサービスは、事業の信用、業務規模等に関して架空の、又は誇張された外観を作出することができることから、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があるものの、当該サービスのうち、会社等の事業実態を仮装することが困難なものは、マネー・ローンダリング等に悪用することも困難であるため
⑥	蓄財性がない、又は低い	蓄財性がない、又は低い商品・サービスへの犯罪収益の投資は、マネー・ローンダリング等には非効率的であるため
⑦	取引金額が規制の敷居値を下回る	取引金額が規制の敷居値を下回る取引は、マネー・ローンダリング等の観点から非効率であるため
⑧	顧客等の本人性を確認する手段が法令等により担保されている	法令等により顧客等の本人性が確認されている取引及び業法等により国からの認可等を受けている者を顧客とする取引は、顧客等の本人性が明らかであることから、資金に関する事後追跡の可能性が担保されているため

7．テロ資金供与に関する危険度

✓ 我が国においても、テロ資金供与に関するリスクは、対象者・資金経路・使用手段の多様化により一層複雑化

脅威	ＩＳＩＬ、ＡＱ等のイスラム過激派をはじめとするテロ組織、テロ資金供与関係者等
脆弱性	テロ資金の合法・非合法な出所及び供与手段

テロ資金供与の脆弱性となり得る特性

- **資金の出所の多様性と偽装性**
  テロ組織による支配地域内の取引等に対する課税等のほか、企業等による合法的な取引を装って得られる。
- **少額・断片的な取引形態による検知困難性**
  事業者等が日常的に取り扱う多数の取引の中に紛れてしまう危険性がある。
- **送金先・経由地の特徴**
  供与先としてイラク、シリア、ソマリア等が挙げられるほか、トルコ等の周辺国を経由する例がある。
- **暗号資産の利用**
  暗号資産を利用した寄附を呼び掛ける実態がある。
- **ＳＮＳ等の利用**
  テロ資金調達等において、ＳＮＳ等の利用が増加、寄附を呼び掛ける動画が用いられる。
- **伝統的な手法**
  ハワラのほか、現金を直接受け渡すといった伝統的な手法を広く利用し続けている。

危険度の評価

我が国においては、テロ資金供与に関する法令上の措置等が整備されており、**他国と比較してテロ資金供与リスクとして確認されているリスクは限定的**である。

他方、以下のような懸念が存在することを認識する必要あり

- ✓ イスラム過激派等が外国人コミュニティに潜伏し、資金調達等に悪用
- ✓ 外国人戦闘員によって資金調達等が行われる
- ✓ 紛争地域に渡航する者もテロ資金供与を行う主体となり得る
- ✓ 我が国の団体、企業等の合法的な取引を装ってテロ資金が供与される
- ✓ 特定事業者の監視を免れて悪用され得る

これら状況を踏まえれば、**特にイスラム過激派等の関与が疑われる取引については、テロ資金供与の危険度が高いと認められる**。さらに、テロの準備行為自体が極めて密行性が高く、収集されるテロの関連情報の大半が断片的なものであることから、危険度を踏まえた更なる情報の蓄積及び継続的かつ総合的な分析が求められる。

《参考》　ＪＡＦＩＣウェブサイト等

ＪＡＦＩＣトップページ

✓https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm

犯罪収益移転危険度調査書　　**犯罪収益移転防止に関する年次報告書**

➢https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm

疑わしい取引の参考事例

➢https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/gyosei.htm

警察白書

✓https://www.npa.go.jp/publications/whitepaper/index_keisatsu.html

警察庁が保有する統計データ等（特殊詐欺・組織犯罪・犯罪統計資料等）

✓https://www.npa.go.jp/publications/statistics/index.html

JAFIC
Japan Financial Intelligence Center

